

売茶翁をもっと知ろう

講師 売茶翁研究家 田中新一氏

売茶翁は、「煎茶道の祖」といわれる佐賀出身の人物です。第2回「ふるさと人物伝」では、売茶翁について全国的な視野から研究されている田中新一さんに講演していただきました。以下、講演内容の概略を紹介します。

1 売茶翁とは

売茶翁は、延宝三年五月(1675)、柴山空之進の三男(または四男)として、現在の佐賀市蓮池町に生まれました。11才の時に黄檗宗龍津寺の化霖禅師のもとに出家して僧名を「月海」とし、厳しい修行の日々を送りました。還俗後は、高遊外とも称しました。

享保十六年(1731)、57才にして上洛し、61才の時、京都の東山に通仙亭を構えて売茶の業を始めました。寛保二年(1742)頃には今日私たちの愛飲する今風に近い煎茶が誕生し、広く普及する事となりました。

宝暦十三年(1763)、享年89才にして世を去り、遺言により遺骨は川に流されたと伝えられています。

2 売茶翁をもっと知ろう

売茶翁の研究には、翁の行動として表したものが多く、次に詩歌による禅的な解釈と売茶翁の心を記した精神的、学術的なものが主となっています。

一方、売茶翁は茶を売り、その茶銭を生活の資とする中で多くの人々から慕われ、今日でもその情況は続いています。人々がどのような形で売茶翁を想い、私たちの生活の中で慕われてきたのかを見てみたいと思います。

3 売茶翁を敬慕する

○売茶堂・売茶翁像

売茶翁を敬慕する形として偶像化が興り、多くの場所で売茶堂、売茶翁像が作られました。

黄檗山の売茶堂、浄元寺の売茶堂、長安寺の売茶堂、古伊万里焼の売茶翁像、平戸焼の売茶翁像、月海堂にある売茶翁像、佐賀県立博物館のブロンズ、など。

○売茶忌・顕彰

売茶翁の葬儀は擦骨葬で行われ、墓は作られま

せんでしたが、交遊があった人々により法要が営まれるようになりました。また、その遺徳を偲ぶ顕彰も行われています。

100回忌、200回忌、柴山家での240回忌、福岡の高遊外忌、北九州での売茶忌、全日煎の全国大会、生誕300年祭、有聲軒創建60年記念茶会、など。

○売茶翁を名乗る

売茶翁を敬拝することに満足しない人もいて、自ら売茶翁と称する人も現れました。

田中鶴翁(高遊外翁四世)、笠原方庵(八橋売茶翁)、三亥坊来観(東牛売茶翁・高麗売茶)、藤本鉄石(都門売茶翁)

4 おわりに

売茶翁のことを知るために、売茶翁が足を運んだ場所に行き、翁を偲んでみましたが、売茶翁をもっと知るにはまだまだ時間がかかります。また、知れば知るほど疑問点も多く出てきます。

今後は、「売茶翁を佐賀に返す」ために、柴山家の古文書写真集、ゆかりの地に石碑建立、案内板の建立、売茶翁に関する佐賀関連地図の作製などを行っていきたいと考えています。

(文責 佐賀県立図書館)



売茶翁についてエピソードを交えて紹介する田中さん：写真左

古文書の紹介(8)

佐賀藩の御触書

郷土調査担当では、郷土に関する資料を幅広く調査・収集し、貴重な資料の散逸や破損を防止するよう努めています。収集した資料を保存し、活用することで、佐賀県の学術、文化の発展に寄与することを目的として業務を行っています。そうした資料の中から、今回は江戸時代の享保年間に出された「御触書」を紹介し

『御公私御触書書拔』(図326)

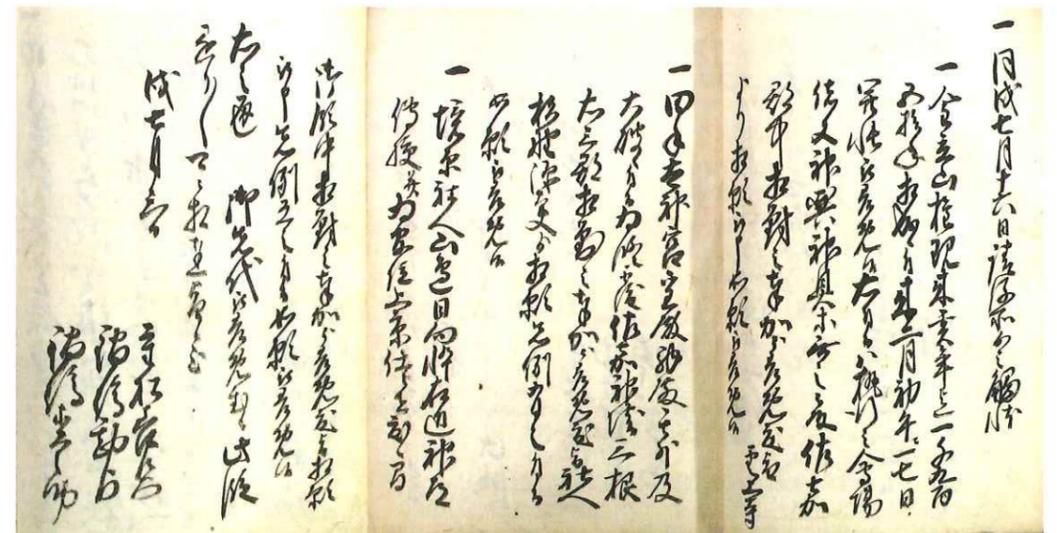
冊子文書 27.6×19.0cm

この資料は、箱に6点一括して入っていた内のひとつです。伝来は不明ですが、残り5点の資料中に「久保田宿」「徳万村」「久留村」などの地名が出てくることから、佐賀市久保田町付近に伝えられた資料だと思われます。

「御触書」とは、江戸時代に幕府・藩主などが一般の人々に公布した文書です。この資料には、全部で12項目が書抜してありますが、その中から享保15年(1730)7月16日の「請役所よりの触状」を紹介し

ます。この頃の出来事として、同年5月に佐賀藩主は4代吉茂から5代宗茂に代わっています。題名に「請役所」とありますが、御触を出す事は請役所の職掌のひとつでした。当時の佐賀藩では、「請役所」が藩政一般を担当し、「勝手方」が藩の財政を担当するという二元的なあり方でした。

本文は三つの項目に分かれており、それぞれの事情により「相对之奉加」を求めています。「相对」は「互いに納得の上で」、「奉加」は「寄付・寄進」という意味です。1つ目は「金立山権現」(佐賀市金立町)の創建1950年目に際し、会場、神輿・神具などのため、2つ目は「田手太(大)神宮」(神埼郡吉野ヶ里町)の宝殿・拝殿の修復のため、3つ目は「境原社」(神埼市千代田町の神社)の社人(神社に奉仕する人)が上京するためです。3項目ともまずそれぞれの管理者より願があり、請役所が差免し、その後一般にお触れを出す、という形をとっています。2、3項目には「先例有之付而(先例があるので)」という文言があり、このような願が出された場合はまず先例を確認していたことが分かります。



御公私御触書書抜(享保13年～元文元年) 図326(部分)